

# 環境設備費補助金申請規定

(目的)

第 1 条 打越町内会 細則第 15 条の環境設備（共用クリーンステーション）の新設または修理などの費用の補助金申請について規定することを目的とする。

(申請)

第 2 条 申請にあたっては 環境設備費補助金申請書 に所定の事項を記載して必要書類を添付し、打越町内会会長に補助金交付の申請をおこなうものとする。

(承認 交付)

第 3 条 打越町内会長は申請書の記載内容を精査して、必要と認めた場合は環境設備費補助金承認書を発行して補助金を交付するものとする。

付則 この細則は令和 7 年 6 月 1 日から実施する。